

松戸市農業委員会総会議事録

令和4年12月9日

令和4年松戸市農業委員会12月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和4年12月9日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	加藤一郎	2番	加藤正芳
3番	齋藤香	5番	山室一美
6番	山口輝雄	7番	岩佐忠夫
8番	椿唯司	9番	鈴木榮一
10番	渡邊洋子	11番	湯浅孝一
12番	杉浦昌平	13番	松戸英樹
14番	杉浦勇司	15番	渡邊慶弘
明・矢切区域	戸張嘉宣	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	小暮俊
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	横山定勝
馬橋・小金区域	湯浅清		

1. 欠席委員

なし

1. 関係課出席職員 農政課

課長 加藤広之

1. 事務局出席職員

事務局長 岡野 衛
主幹兼係長 古山和幸

事務局長補 佐 榊 孝弘
主幹兼係長 武井博子

開会 午後 3時00分

議 長 ただいまより令和4年12月総会を開催いたします。

本日の出席委員14名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。議席番号10番、渡邊洋子委員、議席番号11番、湯浅孝一委員、両委員の指名をいたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出についてご報告します。

傍聴の申出はございませんでした。

議 長 事務局からの報告のとおり傍聴の申出はありませんので、早速議事にはいります。

◎議案の提出

議 長 本日の議案は第1号から第2号となっております。

なお、報告事項につきましては第1号から第4号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告があります。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長 農政課の加藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は新規設定案件1件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、黄色の冊子でお配りしている参考資料の1ページから4ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は幸田、現況地目は畑、面積は2,036平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方はハウレンソウ、レタス、枝豆を主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の1番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊慶弘委員。

渡邊（慶）委員 議席番号15番、渡邊慶弘です。

ただいまの農政課長の説明でよく分かりました。借受者は大変農業意欲がある農家でございますので、一生懸命やっていただけだと思います。私は賛成したいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま渡邊慶弘委員より、原案賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見がないようでございます。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。ありがとうございました。

（農政課長退席）

◎議案第2号

議 長 続いて、議案第2号の1番と2番 農地法第5条の規定による許可申請についてを

議題といたします。

議案第2号の1番と2番は関連がございますので、併せて説明をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 議席番号3番、齋藤香です。

去る12月1日木曜日、議案第2号の審査のため、第1審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、杉浦昌平第1審査会会長、松戸英樹農業委員、加藤正芳農業委員、横山定勝推進委員と私の5名により、現地調査の上、詳細に審議しましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に、慎重なる審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第2号 農地法第5条規定による許可申請の1番と2番についてご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については5ページから13ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の5ページのところでございます。

権利の形態は賃借権設定です。

申請理由は、申請者は飲食チェーン店を全国に出店している法人です。

該当申請地の全面道路は、交通量が多く駐車場も設置でき、飲食店出店に好条件と判断し、申請地を借り受けドライブインとするためです。

11ページをご確認ください。

施設の概要については、延べ床面積156.92平方メートル、平屋の飲食店舗と、お客様用駐車場19台及び駐輪場6台のドライブインです。

整地については、店舗以外はアスファルト舗装とし、東側の一部は緑地とします。

排水については、汚水は合併浄化槽を設置し、浄化後は既存水路に放流します。

雨水は、敷地内に貯留浸透施設を設置し、雨水流出の抑制を行い、余水は既存水路に放流します。

給水については、公営水道を利用します。

被害防除については、周辺に農地はありません。

周囲については、南側はRC擁壁にメッシュフェンス、北側はコンクリートブロックに目隠しフェンス及びメッシュフェンスを設置し、東側は緑地とアスファルト舗装の間にRC擁壁にメッシュフェンスを設置します。

西側の入り口部分は、新規で歩道の切下げをします。

審査会においては、現地調査の結果、申請地は砂利敷きになっており、農地として利用されていないことを確認しました。このことについて質問したところ、申請人の先代が所有している時代に砂利敷きにし、居宅兼作業場を建築し賃借されていましたが、現在、建物は取り壊され、砂利敷きになっているとのことでした。

この行為に対し、農地法違反であることの指摘をいたしました。この農地法違反について、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うこととしました。審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、農地法の許可を受けていなかったことについて深く反省するとともに、今後このようなことのないよう法令等遵守しますとの内容でした。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、都市計画法が該当しますが、開発行為許可申請済みです。

農地区分については、申請に係る農地等から、おおむね300メートル以内に鉄道の駅があることから、第3種農地と判断しました。

以上、議案第2号の1番、2番について説明いたしました。審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については、第3種農地として認められることから、許可相当の意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長 ただいま齋藤香座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅孝一委員。

湯浅（孝）委員 議席番号11番、湯浅孝一です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。

議長 ただいま湯浅孝一委員より、審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 ほかにご意見がないようでございますので、審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

全会一致と認め、議案第2号の1番と2番につきましては許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書5ページ、報告事項1から、19ページの報告事項4についてご報告させていただきます。

まず、5ページから6ページ、報告事項1、農地法第3条の3第1項の規定による農地転用届出についてですが、相続による所有権移転により、6件の届出を受理しました。

なお、1件の斡旋希望があり、残る5件の斡旋希望はありませんでした。

次に、7ページから9ページ、報告事項2、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、9ページに記載のとおり、10月分として田5件、4,616平方メートル、畑14件、6,143平方メートル、合計19件、1万759平方メートルの届出を受理しました。

次に、11ページから17ページ、報告事項3、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、17ページに記載のとおり、田9件、7,335平方メートル、畑30件、1万6,154平方メートル、合計39件、2万3,489平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、19ページ、報告事項4、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書3件を交付しました。

事務局からの報告事項は以上です。

◎閉 会

議 長 ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年12月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時25分